

新・担い手三法について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課
令和元年 7月

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（令和元年法律第三十号）」が、令和元年6月12日に公布されました。

建設業法・入契法改正の背景として「建設業の働き方改革の促進」「建設現場の生産性の向上」「持続可能な事業環境の確保」などが挙げられておりますが、今回はこの中から「持続可能な事業環境の確保」について触れます。

建設業は、我が国の国土づくりの担い手であると同時に、地域の経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保するなど、「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える上で

重要な役割を担っています。

加えて、平時におけるインフラの整備のみならず、災害時においてその地域における復旧・復興を担うなど「地域の守り手」として活躍する建設業者が今後とも活躍し続けることができるよう事業環境を確保する必要があります。

持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制の合理化が図られます。

従来は建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることが予定されております。

- 合併・事業譲渡等の際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みについて検討が進められております。

建設業者が事業の譲渡などを実施する際には新たに許可を取り直すことが必要とされておりましたが、改正後は事前の認可により許可の空白期間が生じることなく許可の承継が可能となる見込みです。

「新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について」より一部抜粋
www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html



経営業務管理責任者の配置規制の見直しに関する方向性について(案) 国土交通省

個人の経験によって能力を担保していたこれまでの考え方を見直し、組織の中で経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを求めることとする。

国土交通省令で定める基準に適合する者として①、②の両方を満たす者であることを求める予定。

①建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、以下のいずれかの者を置くこと。

(1) 建設業の経営に関する経験を5年以上有している者

(従来の「経営業務管理責任者」)

<同一工種> ・役員等5年 ・執行役員等5年 ・経営業務補佐経験6年

<他工種> ・役員等6年

※ 上記の要件を緩和することについて今後検討

(2) 建設業の経営に関する経験又は

管理職の経験を通算5年以上有している者

<経験の拡大>

(3) 建設業以外の業種の経営に関する

経験を5年以上有している者

<対象業種の拡大>



○役員を補助する者の配置

…建設業の経営業務を補佐してきた経験を有する者等を役員の補助者として相応の地位に配置する

②適切な社会保険に加入していること

・健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

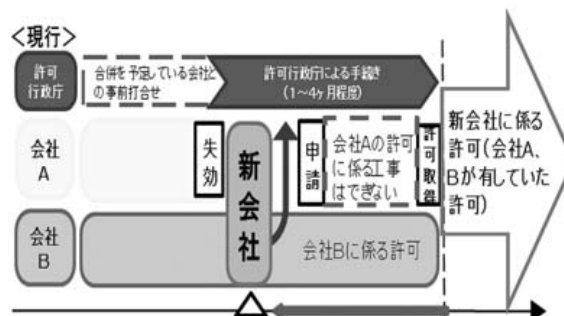
※従業員が4人以下の事業者であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険について加入している必要はない。

3. (2)建設業者の地位の承継について (建設業法第17条の2・3) 国土交通省

【現 状】

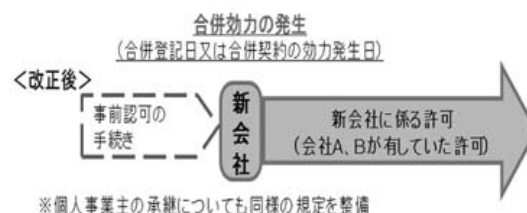
建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



※個人事業主の承継についても同様の規定を整備